

### 印西地区衛生組合障害者活躍推進計画

機関名	印西地区衛生組合
任命権者	印西地区衛生組合 管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
本組合における障害者雇用における課題	<p>本組合は、職員総数が7人程度の小規模な機関であり、法定雇用率にも該当していないことから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。</p> <p>しかしながら、障害者である職員が、活躍しやすい職場づくりや人事管理を進める等、雇用の質を確保するための取組を確実に推進するため、引き続き組織的な体制整備を行う必要がある</p>
目標	
1. 採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する職員の理解を促進する。
2. 定着に関する目標	○なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者及び相談窓口として、事務局長を選任し、全職員に周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務（障害者5人以上）が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いは行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>